

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年二月二十八日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第九十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

- 1 N (四 フルオロフニル) N (一 フェネチルビペリジン 四 イル)
イソブチルアミド及びその塩類（通称四Fluorobutyryl fentanyl）
- 2 N (四 クロロフェニル) N (一 フェネチルビペリジン 四 イル) イ
ソブチルアミド及びその塩類（通称四C1 iBF、四C1 iBOMe）
- 3 N (一 フェネチルビペリジン 四 イル) N フェニルテトラヒドロフラ
ンニカルボキサミド及びその塩類（通称Tetrahydrofuran-Ni
fentanyl, THF F）
- 4 N (一 メトキシベンジル) N-メチル 一 (四 メチルフニル) プロパ
ンニ アミン及びその塩類（通称四 MMA NBOMe）
- 5 一 (三・五 ジメトキシ 四 プロポキシフニル) プロパン 二 アミン及
びその塩類（通称三C P）

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
三 指定の効力が発生する日
平成三十一年三月一日

平成三十一年二月二十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁 縣
岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社